

兵庫県自転車活用推進計画策定協議会

設置要綱

(設置)

第1条 平成29年5月1日に施行された自転車活用推進法(平成28年法律第113号)を踏まえ、県内全域における自転車の活用を総合的・計画的に推進していくことを目的として、課題等を整理し、具体的な目標や施策、及び取組等に関し、兵庫県版の自転車活用推進計画を策定するため、兵庫県自転車活用推進計画策定協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会では、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 兵庫県内における自転車活用の現状と課題の整理
- (2) 兵庫県内における自転車活用の推進に向けた具体的な目標や施策、及び取組
- (3) 兵庫県自転車活用推進計画の策定

(組織)

第3条 協議会は、別表の委員で構成する。

(会長)

第4条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(議事)

第6条 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

- 2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(ワーキンググループ)

第7条 協議会には、第2条の事項をより詳細に調査、検討及び協議を行うため、必要があると認めるときは、ワーキンググループ等を置くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、個人を識別したり、個人の権利利益を害したりする恐れのある情報などを漏らしてはならない、またその職を退いた後も同様とする。

(協議会の公開)

第9条 協議会は原則公開とし、配付資料及び開催結果は県ホームページに掲載する。

(謝金)

第 10 条 委員等（県から給与等が支給されている学識経験者委員及び行政機関委員を除く。）が会議その他の協議会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

(旅費)

第 11 条 委員等（行政機関委員を除く。）が協議会の職務を行うために、会議に出席し、又は旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和 35 年兵庫県条例第 44 号）の規定により支給する額に相当する額とする。ただし、県から給与等が支給されている学識経験者委員については、当該職員の職務の級に基づく額とする。

(事務局)

第 12 条 事務局は、兵庫県県土整備部土木局道路企画課並びに道路保全課に置く。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和元年 5 月 22 日から施行する。

別表

兵庫県自転車活用推進計画策定協議会

委員名簿

氏名	所属・役職等
楠田 悦子	モビリティジャーナリスト
黒河内 豊	(一財)兵庫県交通安全協会 専務理事
関 敏弘	(株)日本旅行 西日本営業本部 法人営業部 西日本地方創生推進部 チーフマネージャー
梅尾 大知	BICYCLE PROJECT 代表
藤本 典昭	NPO 法人 自転車活用推進研究会 理事
古田 菜穂子	兵庫県立大学 特任教授
山中 英生	徳島大学 教授
吉田 長裕	大阪市立大学 准教授

〔事務局〕 県土整備部土木局道路企画課・道路保全課